

改正

平成18年12月28日条例第285号

平成22年9月30日条例第23号

令和2年3月23日条例第4号

深谷市花植木公設地方卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市場関係事業者（第8条—第18条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第19条—第41条）

第4章 市場の使用（第42条—第47条）

第5章 管理（第48条—第54条）

第6章 運営審議会（第55条—第58条）

第7章 雑則（第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、花植木の円滑な需給調整を図り農業振興の発展に資するため、地方卸売市場の開設及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置及び面積）

第2条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- （1） 名称 深谷市花植木公設地方卸売市場
- （2） 位置 深谷市櫛引22番地1
- （3） 面積 37,562.07平方メートル

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 卸売業者 深谷市花植木公設地方卸売市場（以下「市場」という。）に出荷される花きについて、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて卸売をする者をいう。

(2) 買受人 市場において、卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(3) 附属営業人 市場内に設置された店舗その他の施設において、市場の業務に附属する営業を行う者をいう。

(業務運営の基本原則)

第3条の2 市長は、業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(取扱品目)

第4条 市場における取扱品目は、花き及びその加工品とする。

(開場の期日)

第5条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月30日から翌年1月4日までを除き、毎日開場するものとする。
ただし、毎月4日（1月4日を除く。）、10日、14日、20日及び24日については、当該日が日曜日又は休日に当たる場合であっても、開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第6条 市場の開場時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 5月1日から9月30日までは、午前8時から午後8時まで

(2) 10月1日から翌年4月30日までは、午前8時から午後6時まで

2 市長は、前項の開場時間の範囲内において、卸売業者の販売開始時刻及び販売終了時刻について別に定めることができる。

(市場関係者への周知)

第7条 市長は、開場の期日又は時間を変更しようとするときは、その旨を市場関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

(卸売業者)

第8条 市場において第4条の規定による取扱品目の卸売の業務を行う者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の市長の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称（商号）及び住所
- (2) 法人の場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 取扱品目
- (せり人)

第9条 卸売業者は、市場において行う卸売のためのせり人について、市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する市長への届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 卸売市場における業務に従事した年数
- (買受人の承認)

第10条 市場において卸売業者から物品を買い受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称（商号）、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする買受見込高
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、申請者が次に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、第1項の承認をするものとする。

- (1) 買受人の承認の取消しを受けたことのない者であること（取消しの日から起算して1年経過した者を含む。）。)
- (2) 卸売の相手方として必要な資力及び信用を有する者であること。
- (3) 卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員以外の者であること。

(買受人の承認の取消し)

第11条 市長は、買受人が前条第3項第1号若しくは第3号に規定する者に該当しないこととなったとき、又は同項第2号に規定する者に該当しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(買受人の保証金又は保証人)

第12条 卸売業者は、買受人から保証金を預託させ、又は保証人を付させることができる。

(買受人章)

第13条 市長は、買受人に対し、買受人章を交付するものとする。

2 市長は、前項の買受人章を交付するときは、当該買受人から規則で定める実費相当額を徴収することができる。

3 買受人は、市場においては第1項の買受人章を常に着用しなければならない。

(買受人組合)

第14条 買受人は、買受人をもって組織する組合を作ったときは、その規約、役員の氏名及び組合員数を市長に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(附属営業人の設置)

第15条 市長は、出荷者、買受人その他市場利用者の便益の提供又は市場の機能の充実に図るため必要があると認めるときは、市場内に設置された店舗その他の施設において営業することを承認することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称(商号)及び住所

(2) 法人の場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 承認を受けて行おうとする附属営業の種類及びその内容

(附属営業の規制等)

第16条 市長は、附属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めたときは、附属営業人に対してその業務又は営業品目の販売について必要な指示をすることができる。

2 市長は、附属営業人が前項の指示に従わなかった場合には、前条第1項の承認を取り消すことができる。

(名称変更等の届出)

第17条 卸売業者、買受人及び附属営業人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称(商号)及び住所を変更したとき。

(2) 卸売業者又は附属営業人がその業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(3) 卸売の業務、買受人としての業務及び附属営業の業務を廃止したとき。

(4) 法人の場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

- 2 卸売業者、買受人又は附属営業人が死亡又は解散したときには、その相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第18条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第25号）様式第4号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書（貸借対照表及び損益計算書の部分に限る。）の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第19条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第20条 市場において卸売業者が行う卸売に係る売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

- 2 卸売業者は、物品の販売方法の設定又は変更をしたときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第21条 売買取引の単位は、数量による。ただし、これと異なる取引習慣があるときは、この限りでない。

(受託物品の即日上場)

第22条 卸売業者は、上場できる時刻までに受領した受託物品を、その当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指図がある場合は、この限りでない。

(指値のある受託物品)

第23条 卸売業者は、受託物品に指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(異議の申立て)

第24条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに市長にこれを申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示

することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第26条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合であつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いため又は出荷された花きが買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのある場合
- (2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 入荷量を調整するため他の卸売業者に対して卸売する場合

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第27条 卸売業者(その役員及びその従業員を含む。)は、自己の業務の許可に係る花きについて、その卸売の相手方として花きを買受けしてはならない。ただし、買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲においては、この限りでない。

(売買取引条件の公表)

第28条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 引渡しの方法
- (4) 卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付基準を含む。)

(受託契約約款)

第29条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、これを関係者に周知するものとする。

(販売前における受託物品の検収)

第30条 卸売業者又はその代理人は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実に行い、受託物品

の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者又はその代理人が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の引取り)

第31条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の買受人に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の買受人に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第32条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。

(2) 不当な値段が生じたとき又は生ずるおそれがあるとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第33条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表)

第34条 市長は、市場において取り扱う花き及びその加工品について、毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。

2 前項の卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始されるときまでに、卸売の数量及び価格の公表は、速やかに、それぞれ市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

3 卸売業者は、毎日の卸売が開始される時までに、卸売予定数量並びに前開場日の卸売の数量及び価格を公表するものとする。

4 卸売業者は、売買取引の方法ごとに、当日卸売した物品について、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するものとする。

5 卸売業者は、毎月15日までに前月中に販売した物品について、売買取引の方法ごとに、規則で定める報告書により、市長に報告しなければならない。

6 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の交付額（第28条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

（仕切り及び支払）

第35条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日から15日以内に売買仕切書を送付するとともに売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払うものとする。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて委託者と支払に関する特約をしたときは、この限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）及び数量を正確に記載しなければならない。

（委託手数料の率）

第36条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて当該委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に100分の10を乗じて得た金額とする。

（売買仕切金の前渡し等）

第37条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けることができる。

（出荷奨励金の交付）

第38条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的かつ効率的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

（買受代金の支払義務）

第39条 買受人は、卸売業者から買い受けた日に買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払に関する特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

（完納奨励金の交付）

第40条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

（決済の方法）

第41条 市場における売買取引の決済は、第34条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当

事者間で決定した方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 市場の使用

(施設の使用料)

第42条 卸売業者及び附属営業人（以下この章において「使用者」という。）は、別表に定めるところにより、月単位で算定した使用料を、規則で定める期日までに納付しなければならない。

2 使用料は、市場の使用の有無にかかわらず、納付しなければならない。

(使用者の負担)

第43条 市場内において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用及びこれら設備の維持管理等に要する費用で、市長が指定するものは、使用者の負担とする。

(用途変更、転貸等の禁止)

第44条 使用者は、市場の施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第45条 使用者は、市場の施設に建築、造作、模様替えその他の変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、市場の施設に変更を加えた使用者に対して、当該施設の返還の際原状回復を指示し、又はこれに代わる費用の弁償を請求することができる。

(補修弁済)

第46条 市場の施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、それを補修し、又はそれに代わる費用を弁済しなければならない。

(市場の返還及び規制)

第47条 使用者の死亡、解散、廃業又は許可若しくは承認の取消しその他の理由により市場の施設の使用資格が消滅したときは、その相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に当該市場の施設を原状に復して返還しなければならない。

2 市長は、市場の施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、許可若しくは承認の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を指示することができる。

第5章 管理

(事務所及び職員)

第48条 市場に管理事務所を置き、所長及び必要な職員を置く。

(報告等)

第49条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者、買受人及び附属営業人に対し、その業務又は財産に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、市長は、特に必要と認めたときは、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(市場秩序の保持等)

第50条 市場に入場する者（以下「市場入場者」という。）及び取引参加者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めたときは、市場入場者又は取引参加者に対し入場制限その他必要な措置をとることができる。

(無許可営業の禁止)

第51条 市長が許可又は承認した者を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(物品の品質管理の方法)

第52条 市長は、卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- (1) 施設の取扱品目に関する事項
- (2) 施設における設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により規則で定められた卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に従わなければならない。

(備付帳簿)

第53条 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載するものとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金出納簿
- (3) 固定資産台帳

- (4) 荷受帳
 - (5) 卸売台帳
 - (6) 荷主口座帳
 - (7) 買受人口座帳
 - (8) その他必要と認める補助簿
- (卸売業務の代行)

第54条 市場の卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行うことができなくなった場合には、市長は、当該卸売業者に対し販売の委託又は委託の申込みのあった物品の取扱いについて、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 運営審議会

(運営審議会)

第55条 市場の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、深谷市花植木公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、市場の管理運営に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

(委員)

第56条 審議会の委員は、25人以内で組織し、卸売業者、買受人、生産者、消費者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第57条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会を総理し、これを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第58条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(委任)

第59条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市花植木公設地方卸売市場条例（平成12年深谷市条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日条例第285号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成19年 1 月規則第 1 号で、同19年 1 月12日から施行）

附 則（平成22年 9 月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(6)まで 略

(7) 第12条の規定 平成24年 4 月 1 日

附 則（令和 2 年 3 月23日条例第 4 号）

この条例は、令和 2 年 6 月21日から施行する。

別表（第42条関係）

種別	使用料の額（月額）
市場使用料	売上金につきその額の1,000分の 3 に相当する額
売場使用料	1 平方メートルにつき 50円
事務所使用料	1 平方メートルにつき 600円
空地使用料	1 平方メートルにつき 10円
附属営業施設使用料	1 平方メートルにつき 100円

備考 算定した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。